

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 当事者が損害賠償額を予め合意していた場合であっても、実損害額が立証されれば、賠償が認められるのはその限度にとどまる。
- 02 作為債務や不作為債務の不履行があった場合、債権者は、代替執行が可能である場合であっても、間接強制をすることができる。
- 03 現実的履行の強制が許されない債務について、債権者は、債務者の任意の履行を期待するしかない。
- 04 金銭債務を履行しなかった場合、債務者は、たとえそれが大地震によるライフラインの寸断によるものであったとしても、損害賠償責任を負う。債務者が金銭債務の履行を遅滞したために、債権者が債権回収業者に取立てを依頼した場合、債権者は、この業者に支払った手数料相当額を、債務者に損害賠償請求できる。
- 05 現実的履行の強制と契約解除や填補賠償の請求は論理的に両立しないが、現実的履行の強制と遅延賠償の請求はあわせて行うことが可能である。
- 06 履行期の定めのない債務は、発生原因が契約であるか否かにかかわらず、債権者が履行を請求しなければ履行遅滞に陥らない。
- 07 直接強制できる債務については、代替執行はできない。代替執行は、たとえば、仕様に沿って物を製作する請負契約において、請負人が注文した仕事を行わない場合に用いるのが適切である。
- 08 判例は、受領遅滞に基づく解除や損害賠償を認めない。
- 09 運送品が不可抗力で滅失した場合であっても、送付する旨の約定に従って、その運送人に運送を頼んだ特定物の引渡債務者は、損害賠償責任を免れない。
- 10 民法416条2項は、通常なら生じえないような損害をも、特別事情につき当事者が予見可能であったならば賠償の対象とする。